

京の環境共生推進計画の中間点検について

1 環境指標について

(1) 環境指標の位置付け

現行計画の環境指標は、5つの長期的目標の下位の17つの基本施策に設定されている。また、17の基本施策すべてに文章による目標を設定し、一部の基本施策には目標値等も設定している。

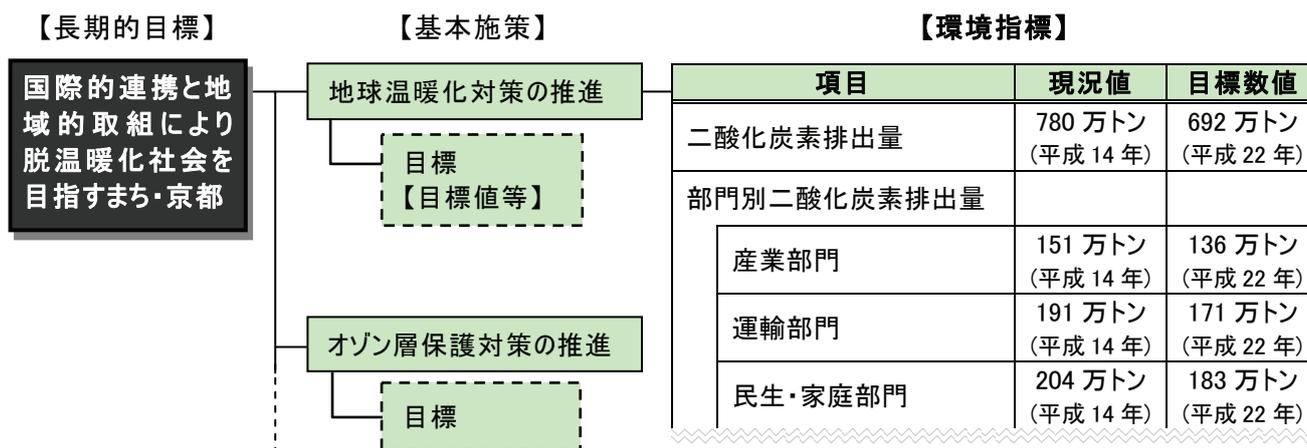


図1.1 現行計画における環境指標の位置付け

(2) 環境指標の検討(案)

環境指標については、現行計画策定後に策定された関連計画の策定・改定等を踏まえ、目標数値や目標年度を変更する。基本的に現行計画に掲げる環境指標は削除せず新規指標を追加する。

環境指標の表中に示す「指標区分」は、環境指標の方向性（ただし、長期的目標2に掲げる市保全基準達成率については達成状況を踏まえ区分した）に基づき以下のように区分した。

- 「↗」は増加する(高くなる)ことが良い指標
- 「↘」は減少する(低くなる)ことが良い指標
- 「→」は現状を維持することが良い指標

長期的目標1 国際的連携と地域的取組により脱温暖化社会を目指すまち・京都

「地球温暖化対策の推進」に関する環境指標については、関連計画の見直しに則して目標数値を再設定する。「太陽光発電システムによる売電量」を新規提案し、現行計画に掲げる「新エネルギー導入量」の集計対象を拡大する。

ア 目標値等

表 1.1 現行計画の目標値等と事務局案

基本施策	現行計画の内容	事務局案	
地球温暖化対策の推進	「京都市地球温暖化対策条例」(平成 16 年 12 月)に規定する「平成 22 年までに本市域内における温室効果ガスの排出量を基準年である平成 2 年の 90%に削減する」ことを目標値とします。	「京都市地球温暖化対策条例」(平成 22 年 10 月)に規定する「平成 32 年までに本市域内における温室効果ガスの排出量を基準年である平成 2 年の 75%に削減する」ことを目標値とします。	関連計画に則して再設定※1
オゾン層保護対策の推進	設定なし	今後も継続的に取り組み、対策の拡大・強化に努める必要があるため、現行どおり目標値等を設定しない	
酸性雨対策の推進	設定なし		
国際的取組の推進	設定なし		

イ 環境指標

表 1.2 現行計画の環境指標と事務局案

基本施策	指標区分	環境指標	目標数値 (目標年次)	事務局案			
				環境指標	目標数値	備考 (理由等)	
地球温暖化対策の推進	↘	二酸化炭素排出量	692 万トン (平成 22 年)	現行どおり	再設定 (見直し中)	目標値数は関連計画に則して再設定※1	
	↘	部門別二酸化炭素排出量	産業部門	136 万トン (平成 22 年)	現行どおり		再設定 (見直し中)
			運輸部門	171 万トン (平成 22 年)			
			民生・家庭部門	183 万トン (平成 22 年)			
			民生・業務部門	177 万トン (平成 22 年)			
			エネルギー転換部門	6 万トン (平成 22 年)			
	廃棄物部門	28 万トン (平成 22 年)					
↘	温室効果ガス排出量	725 万トン (平成 22 年)	現行どおり	再設定 (見直し中)			
↗	市街化区域の緑被率	33% (平成 37 年度)	再設定 市街地の緑被率	再設定 37% (平成 37 年度)	関連計画に則して再設定※2		
↗	新エネルギー導入量(公共施設における太陽光発電システム導入量)	—	再設定※3 新エネルギー導入量	現行どおり (設定しない)	集計対象を拡大※3		
↘	電気消費量(電灯・電力使用量)	—	現行どおり	現行どおり	H19 年度以降、公表資料が限定※4		

基本施策	指標区分	環境指標	目標数値 (目標年次)	事務局案		
				環境指標	目標数値	備考 (理由等)
	↗	公共交通機関利用者数	—	現行どおり	現行どおり	
オゾン層保護対策の推進	↗	フロン回収量 <small>備考1</small>	—	現行どおり	現行どおり	
酸性雨対策の推進	↗	酸性雨 pH 値(年間平均値)	—	現行どおり	現行どおり	
国際的取組の推進	↗	海外からの環境施設視察者数	—	現行どおり	現行どおり	

※1. 目標数値は今年度策定する「新都市地球温暖化対策計画」に則して再設定する。

※2. 「京都市緑の基本計画」(平成 22 年 3 月)策定に伴い再設定する。

※3. これまで公共施設に導入された太陽光発電システムに限定して集計していたが、今後は京都市域に導入され、一般電気事業者(関西電力㈱)と「太陽光発電からの余剰電力購入契約」を結んだ全ての太陽光発電システム(公共施設、民間施設、住宅)を対象を拡大する。

※4. 電気消費量のうち電力使用量は、平成 19 年度以降、特定規模需要分(電力事業の自由化対象となる大規模な需要分)を除く量しか公表されないため、それ以前との経年比較ができない。

※5. 表中の『—』は設定されていないことを表す。

表 1.3 新規提案する環境指標

基本施策	指標区分	環境指標	目標数値	理由・集計方法等
地球温暖化対策の推進	↗	太陽光発電システムによる売電量	拡大・増大させる必要があるため、目標数値は設定しない	<ul style="list-style-type: none"> 脱温暖化社会の構築、温室効果ガス削減目標を達成するために、市民、事業者と行政が一体となって取組を拡大する必要がある、その一環として二酸化炭素を排出しない自然エネルギーの利用を促進する。 京都市域に導入され、関西電力㈱と「太陽光発電からの余剰電力購入契約」を結んだ全てのシステムの売電量を集計する。

【備考1】 フロン回収量について

フロン回収量は「フロン回収・破壊法」ならびに「自動車リサイクル法」の対象となるカーエアコンから回収されたフロン類の量を集計し、計画の進ちょく状況の点検に用いる(下表参照)。

法区分	対象製品	実績値の把握について	今後の対応
フロン回収・破壊法	業務用冷凍空調機器(業務用エアコン、冷蔵・冷凍機器)	<ul style="list-style-type: none"> 第一種特定製品フロン類回収業者が京都府域で回収したフロン類量を毎年度京都府に報告 京都市域のみで回収した量は算出できない。 	対象としない
	カーエアコン	<ul style="list-style-type: none"> 第二種特定製品フロン類回収業者が平成 16 年 12 月 31 日までに引き取った使用済自動車から回収したフロン類の量を本市に報告 	これまで集計している値
家電リサイクル法	家庭用冷蔵庫及びエアコン	<ul style="list-style-type: none"> 家電製造者が消費者から引取った製品からフロン類を回収し、国へ報告 京都市域のみで回収した量は算出できない。 	対象としない
自動車リサイクル法	カーエアコン	<ul style="list-style-type: none"> 第二種特定製品フロン類回収業者が自動車製造業者等へのフロン類引渡額、再利用量、年度末保管量について国へ報告 京都市域で回収した量は毎年度公表されている。 	公表された量を引用

長期的目標2 公害のない健康で安全な環境が保たれるまち・京都

全ての目標値等及び環境指標について現行どおりとする。

ア 目標値等

表 2.1 現行計画の目標値等と事務局案

基本施策	現行計画の内容	事務局案
大気環境の保全	大気汚染及びダイオキシン類に係る市保全基準を目標値とします。	現行どおり
水環境の保全	水質汚濁，地下水汚染及びダイオキシン類に係る市保全基準等を目標値とします。	現行どおり
土壌・地盤環境の保全	土壌汚染，地盤沈下及びダイオキシン類に係る市保全基準を目標値とします。	現行どおり
生活環境の保全	騒音及び悪臭に係る市保全基準を目標値とします。	現行どおり
化学物質対策の推進	設定なし	今後も継続的に取り組み，対策の強化に努める必要があるため，現行どおり目標値等を設定しない

イ 環境指標

表 2.2 現行計画の環境指標と事務局案

基本施策	指標区分	環境指標			目標数値 (目標年次)	事務局案	
						環境指標	目標数値
大気環境の保全	→	大気汚染に係る市保全基準達成率	二酸化硫黄	一般局	可及的速やかに達成するよう努め，既に達成している場合にあつては現状を維持するよう努める。 ^{※6}	現行どおり	現行どおり
	自排局						
	↗		二酸化窒素	一般局			
				自排局			
	↗		二酸化窒素(当分の間)	一般局			
				自排局			
	→		一酸化炭素	自排局			
	→		浮遊粒子状物質	一般局			
		自排局					
↗	光化学オキシダント	一般局					
→	降下ばいじん	一般局					
→	大気汚染に係る市保全基準達成率(ダイオキシン類)			可及的速やかに達成するよう努め，既に達成している場合にあつては現状を維持するよう努める。 ^{※6}			
→	有害大気汚染物質に係る市保全基準達成率	ベンゼン					
		トリクロロエチレン					
		テトラクロロエチレン					
		ジクロロメタン					

基本施策	指標区分	環境指標	目標数値 (目標年次)	事務局案		
				環境指標	目標数値	
大気環境の保全	↓	工場・事業場からの窒素酸化物排出量	—	現行どおり	現行どおり	
	↓	大気汚染に係る苦情件数	—			
水環境の保全	↗	水質汚濁に係る市保全基準達成率(BOD)	可及的速やかに達成するよう努め、既に達成している場合にあつては現状を維持するよう努める。 ^{※6}	現行どおり	現行どおり	
	→	水質汚濁に係る市保全基準達成率 (ダイオキシン類河川水質)				
	↗	地下水に係る市保全基準達成率				1,2-ジクロロエチレン
						テトラクロロエチレン
						砒素
						その他の物質
	→	地下水に係る市保全基準達成率 (ダイオキシン類)				
	↗	生活排水処理率(公共下水道, 合併浄化槽等)				100% (H37年度)
↗	透水性舗装延長	10.0km (毎年度)				
↓	水質汚濁に係る苦情件数	—				
土壌・地盤環境の保全	↗	土壌汚染に係る市保全基準達成率	可及的速やかに達成するよう努め、既に達成している場合にあつては現状を維持するよう努める。 ^{※6}	現行どおり	現行どおり	
	→	土壌汚染に係る市保全基準達成率 (ダイオキシン類)				
	↓	土壌汚染に係る苦情件数				—
生活環境の保全	↗	一般騒音に係る市保全基準達成率	可及的速やかに達成するよう努め、既に達成している場合にあつては現状を維持するよう努める。 ^{※6}	現行どおり	現行どおり	
	↗	自動車騒音に係る市保全基準達成率				
	↗	新幹線鉄道騒音に係る市保全基準達成率				
	→	新幹線鉄道振動に係る指針値達成率	—			
	↓	騒音・振動及び悪臭等に係る苦情件数	—			
化学物質対策の推進	↓	有害化学物質届出排出・移動量	—	現行どおり	現行どおり	

※6: 目標数値が「可及的速やかに達成するよう努め、既に達成している場合にあつては現状を維持するよう努める。」と設定されている環境指標については、計画の進捗よく状況を点検する際に目標数値を「100%(常に)」として点検している。

長期的目標3 自然と共生し、うるおいと安らぎのあるまち・京都

「快適環境の確保」の環境指標として掲げた「親水性のある水辺空間の整備面積」を変更し、「親水性のある河川空間の整備延長」として再設定する。

ア 目標値等

表 3.1 現行計画の目標値等と事務局案

基本施策	現行計画の内容	事務局案
自然環境の保全	設定なし	今後も継続的に取り組み、自然環境の保全に努める必要があるため、現行どおり目標値等を設定しない
快適環境の確保	緑に係る市保全基準等を目標値とします。	現行どおり

イ 環境指標

表 3.2 現行計画の環境指標と事務局案

基本施策	指標区分	環境指標	目標数値 (目標年次)	事務局案		
				環境指標	目標数値 (目標年次)	備考 (理由等)
自然環境の保全	→	森林面積	—	現行どおり	現行どおり	
	↗	森林保育・造林面積	—			
	↗	耕地面積	—			
	→	鳥獣保護区数	—			
	↗	自然体験学習の場利用者数	—			
快適環境の確保	↗	緑に係る市保全基準 (市街化区域)	可及的速やかに達成するよう努め、既に達成している場合によっては現状を維持するよう努める。 ^{※6}	現行どおり	現行どおり	
	↗	人口 1 人当たり公園等面積	10m ² /人以上			
	↗	市街化区域の緑被率	33% (H37 年度)	再設定 市街地の緑被率	再設定 37% (H37 年度)	関連計画に則して再設定 ^{※7}
	→	景観地区(美観地区)指定面積	—	現行どおり	現行どおり	
	→	指定文化財等件数	—			
	→	保存樹・保存樹林数 ^{備考2}	—			保存・維持することが望ましいため現行どおり
	↗	親水性のある水辺空間の整備面積	—	現行計画に掲げる指標を 変更 し、「親水性のある河川空間の整備延長」を 再設定 する。	継続的に取り組み、快適環境の確保に努める必要があるため、目標値等を設定しない。	実績把握が困難であったため、水辺を身近に感じることができ、生物の生育環境に配慮した多自然川づくり等の取組を集計対象とする。

※7.「京都市緑の基本計画」(平成 22 年 3 月)策定に伴い再設定する。

【備考2】「保存樹・保存樹林数」に関連する事業ならびに把握方法について

保存樹について

「京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例」に基づき、京都市緑化推進協議会の推薦を受けて指定された樹木で、指定事業は平成 13 年度から開始し、平成 17 年度に終了している。これまで 41 件(47 本)の保存樹が指定されたが、平成 21 年度末時点で 39 件指定されている。

保存樹指定の関連事業について

京都市指定保存樹等助成事業を平成 14 年度から開始し現在も継続して実施している。また、保存樹に指定された樹木を、毎年約 10 本程度で樹勢調査を実施する保存樹調査業務を平成 14 年度に開始し継続して実施している。

保存樹の把握方法について

保存樹調査業務と、保存樹が枯死した場合に所有者から提出される保存樹等枯死届（条例で定められている）により本数を把握している。

長期的目標4 ごみの減量化を進め、資源を循環的に利用するまち・京都

環境指標項目については現行計画を継続するが、目標年度、目標数値については関連計画の策定、見直しに則して再設定する。「使用済てんぷら油回収拠点数・回収量」を環境指標として新規提案する。

ア 目標値等

表 4.1 現行計画の目標値等と事務局案

基本施策	現行計画の内容	事務局案	
		内容	理由
一般廃棄物対策の推進	「京都市循環型社会推進基本計画」に掲げられている目標数値(目標年度：平成 27 年度)を目標値とします。	「京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020)」に掲げられている中間目標(目標年度：平成 27 年度)を目標値とします。	関連計画策定に伴い再設定※8
産業廃棄物対策の推進	「新京都市産業廃棄物処理指導計画」(平成 16 年 3 月)に掲げられている目標数値(目標年度：平成 22 年度)を目標値とします。	再設定 (見直し中)	関連計画に則して再設定※9

イ 環境指標

表 4.2 現行計画の環境指標と事務局案

基本施策	指標区分	環境指標	目標数値 (目標年次)	事務局案		
				環境指標	目標数値 (目標年次)	備考 (理由等)
一般廃棄物対策の推進	↓	一般廃棄物総排出量	803.5 千 t (平成 27 年度)	現行どおり	再設定 580 千 t (平成 27 年度)	関連計画に則して再設定※8
	↗	一般廃棄物再生利用率	26.7% (平成 27 年度)		再設定 26.0% (平成 27 年度)	
	↓	一般廃棄物最終処分量	49.1 千 t (平成 27 年度)		再設定 39 千 t (平成 27 年度)	
産業廃棄物対策の推進	↓	産業廃棄物発生量	2,744 千 t (平成 22 年度)	現行どおり	再設定 (見直し中)	関連計画に則して再設定※9
	↗	産業廃棄物再生利用率	32.0% (平成 22 年度)			
	↓	産業廃棄物埋立処分量	68.0 千 t (平成 22 年度)			

※8. 「京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020)」(平成 22 年 3 月)策定に伴い再設定する。

※9. 今年度見直す「新京都市産業廃棄物処理指導計画」に則して再設定

表 4.3 新規提案する環境指標

基本施策	指標区分	環境指標		目標数値	理由・集計方法等
一般廃棄物対策の推進	↗	使用済てんぷら油の回収拠点数・回収量	回収拠点数	継続的に取り組み、拡大・増大させる必要があるため、目標数値は、設定しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に対する市民意識の向上及び普及に加え、市民と行政が一体となり、地域コミュニティの活性化の拡大を図るため。 ・市民から回収した使用済てんぷら油を毎年度集計
			回収量		

長期的目標5 すべての主体の知恵と工夫と行動で環境を支えるまち・京都

全ての目標値等及び環境指標について現行どおりとする。環境保全活動の取組をさらに拡大するため「エコイベントに係る指標」を新規提案する。

ア 目標値等

表 5.1 現行計画の目標値等と事務局案

基本施策	現行計画の内容	事務局案
環境教育・学習の推進	設定なし	今後も継続的に取り組み，多様な環境教育の提供，環境保全活動の推進，環境関連産業の育成の推進に努める必要があるため，現行どおり目標値等を設定しない
環境保全活動の促進	設定なし	
広範な主体の参加と環境コミュニケーションの推進	設定なし	
環境関連産業の育成と技術開発の推進	設定なし	

イ 環境指標

表 5.2 現行計画の環境指標と事務局案

基本施策	指標区分	環境指標	目標数値	事務局案		
				環境指標	目標数値	
環境教育・学習の推進	↗	環境保全活動プログラム参加者数	—	現行どおり	現行どおり	
	↗	人材育成数	—			
	↗	環境関連施設利用者数	—			
環境保全活動の促進	↗	京都市政出前トーク環境政策局所管テーマ出講件数・参加者数	出講件数	—	現行どおり	現行どおり
			参加者数			
	↗	こどもエコクラブ参加団体・参加者数	参加団体数	—		
			参加者数	—		
	↗	KES 認証取得(保有)件数	—			
↗	民間団体数※10	—				
広範な主体の参加と環境コミュニケーションの推進	↗	環境政策局ホームページアクセス件数	—	現行どおり	現行どおり	
	↗	環境政策局が所管する審議会等の公募委員数	—			
環境関連産業の育成と技術開発の推進	↗	京都バイオ産業技術フォーラム会員数	—	現行どおり	現行どおり	

※10: 独立行政法人環境再生保全機構の「環境 NGO 総覧オンライン・データベース」による市内の民間団体数

表 5.3 新規提案する環境指標

基本施策	指標区分	環境指標	目標数値	理由・集計方法等
環境保全活動の促進	↗	新規設定 (検討中)	新規設定 (検討中)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動及び循環型社会構築への取組をさらに拡大するため、イベントの「エコ化」に努める。 ・イベントの「エコ化」についての取組は、ごみの減量に大きな効果があるほか、イベントに関わる全ての人の日常におけるエコ意識の向上に繋がるため。 ・「京都市エコイベント実施要綱」(平成22年10月)策定に則り、今年度中に行動計画を策定する。その計画に掲げる指標、目標数値を設定する。その要綱には、イベントの主催者は以下の事項について適切に環境配慮に取り組むことが掲げられている。 <ol style="list-style-type: none"> (1)ごみの発生抑制・リサイクルの推進 (2)省エネルギー・省資源の推進 (3)グリーン購入の推進 (4)交通手段における環境への配慮 (5)参加者の環境意識の醸成

【参考】 現行計画に関連する計画等の策定状況について

(1) 現行計画策定後に策定された関連計画等

策定年月	関連計画の名称
平成21年4月	京都市環境モデル都市行動計画
平成22年1月	「歩くまち・京都」総合交通戦略
平成22年3月	京都市緑の基本計画
平成22年3月	京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020)
平成22年7月	京都市農林行政基本方針

(2) 平成22年度以降策定を予定している関連計画等

■京都市基本計画	
平成22年 5月	第1次案公表
9月	第2次案公表
11月	基本計画答申, 市会提案
■新京都市地球温暖化対策条例及び新計画	
平成22年10月	新京都市地球温暖化対策条例公布
平成23年 3月	新京都市地球温暖化対策計画の策定
■新京都市産業廃棄物処理指導計画	
	京都市産業廃棄物処理指導計画委員会を4回開催予定
平成23年 2月	第3次計画策定
■京都市自動車公害防止計画	
	京都市自動車環境対策協議会を3回開催予定
平成23年 3月	計画案策定
平成23年 6月	計画告示
■京都市バイオマス活用推進計画(仮称)	
	京都市バイオマス活用推進会議を4回開催予定
平成23年3月	計画策定
■環境保全基準の改正	
	京都市環境保全基準部会を3回開催予定
平成23年 3月	告示
■京都市環境影響評価等に関する条例の改正	
	京都市環境影響評価条例部会を3回開催予定
平成23年度以降	答申